富士山包括的保存管理計画(2016年1月版)の改定の概要

区分		記載内容(概要)	主な改正点
第1章	包括的保存管理計画策定の目的、計画策	・ 計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造	・ 改定の経緯に改定理由等を追記
用	定・改定の経緯、計画の構成・構造等	・ 個々の行政計画等との連携、計画の実施時期	・ 計画の実施時期の修正、改定の周期を追加
	顕著な普遍的価値の言明及び構成資産	・ 顕著な普遍的価値の言明	・ 改正予定なし
第2章		・ 構成資産及び構成要素の位置付け・概要	
		・ 構成資産及び構成要素間の関係性・つながり	
	資産及びその周辺環境の現状・課題	・ 資産及び周辺環境に共通する現状・課題(①開発・都市基盤施設の整備、②自然	・現状・課題の時点修正
第3章		環境の変化、③自然災害、④来訪者及び観光、⑤その他)	
		・ 構成資産及び構成要素に固有の現状・課題	
第4章	基本方針	・ 本計画の6つの基本方針	・ 改正予定なし
		① 顕著な普遍的価値の保存管理 ②周辺環境との一体的な保全	
714 1		③ 整備・公開・活用の促進 ④体制の整備・運営	
		⑤行動計画の策定・実施 ⑥資産への影響及び施策の評価〜経過観察の実施〜	
第5章	顕著な普遍的価値の保存管理	・ 資産の保存管理の方向性、方法及び課題を解決するための施策	・ 施策の時点修正
		・ それらを担保・実施する上で必要な法令及び各種計画	
第6章	周辺環境との一体的な保全	・ 緩衝地帯、保全管理区域の保全の方向性、方法及び課題を解決するための施策	・富士吉田市及び小山町景観計画・景観条例の施行を追加。法
		・ それらを担保・実施する上で必要な法令・制度等及び各種計画	規制図への反映
第7章	整備・公開・活用の促進	・ 資産の整備・公開・活用の方向性及び具体的方法(富士山世界遺産センターの整備 など)	・富士山世界遺産センターの情報を時点修正
			・ (仮称)三保松原ビジターセンターの開館を追加
			- 改正予定なし
第8章	 体制の整備・運営	・ 体制の整備・運営の方向性及び具体的な方法(富士山世界文化遺産協議会を中心	
	行的少正师 CEL	とした包括的保存管理体制)	
第9章		・ 資産の保存管理、周辺環境の保全に係る諸事業を行動計画として策定	事業の追加・修正・削除及び実施期間の修正
	行動計画の策定・実施	・ 行動計画の実施の方向性及び具体的な方法(事業の実施主体・概要・工程)	
			・改正予定なし
第 10 章	資産への影響及び施策の評価〜経過観	・ 経過観察の方向性、観察指標、具体的方法、周期及び実施主体等	
	察の実施~		